

## 消費生活モニター運営要領

### 第1 趣 旨

この要領は、消費生活モニター設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、消費生活モニター（以下「モニター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### 第2 モニターの配置

- 1 モニターの市町村別配置数は、原則として人口比により配分する。この場合、一つの市町村に最低1人のモニターを置くものとする。
- 2 市町村別配置数は、別表のとおりとする。

### 第3 モニターの資格

モニターは、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 道内に居住する満18歳以上（高校生は除く）の者で、日常、生活のための商品及びサービスの購入を継続して行っている者
- (2) モニターとして、職務を遂行する意思のある者
- (3) 原則として、北海道が主催するモニター研修会及び消費生活地域協議会に出席できる者

### 第4 モニターの選定

モニターの選定は、次の各号により行う。

- (1) モニターの年齢構成が次の割合となるよう、可能な範囲で選定する。

18歳～30歳	1/4	31歳～40歳	1/4
41歳～50歳	1/4	51歳以上	1/4
- (2) 家族構成、世帯主の職業及び居住地域が偏らないように考慮する。

### 第5 モニターの委嘱等の事務

要綱第2の委嘱等の事務は、総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課（以下「総合振興局等」という。）が次の各号により行う。

- (1) 総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」）は、市町村長から推薦のあった者等について、第3及び第4により、委嘱の決定を行う。
- (2) 市町村長が推薦する場合は、「消費生活モニター推薦者名簿」（様式第1号）に「承諾書」（様式第2号）を添付する。
- (3) 委嘱の発令は、原則として4月1日付けで行うこととし、委嘱状を交付する。ただし、年度中途の委嘱は、その事実のあった都度発令する。
- (4) 総合振興局長等は、モニターから申し出があったとき、又は当該市町村から転出した場合など必要と認める場合は、年度途中でモニターを解嘱できる。
- (5) 委嘱の報告は、「消費生活モニター委嘱者名簿」（様式第3号）により、消費者安全課（以下「所管課」という。）に4月5日までに提出する。ただし、年度中途の解嘱及び委嘱等は、その事実のあった都度、「消費生活モニター異動報告書」（様式第4号）により、速やかに報告する。

### 第6 調査結果の取りまとめ等

- 1 要綱第3の（1）、（2）、（3）及び（5）（アンケート調査）の調査等は、所

管課が取りまとめの上、情報として道民に提供する。

2 その他の調査及び報告についての取扱いは、所管課長がその都度定める。

#### 第7 謝礼金等の支出

要綱第5の謝礼金等の支出に関する事務は、次の各号により総合振興局等が行う。

- (1) 謝礼金は、年4回（毎四半期終了月の翌月）口座振替払又は隔地払により支給する。
- (2) 年度中途の解嘱に伴う謝礼金は、解嘱後速やかに支給するものとし、その支給額は、解嘱した月までの分とする。
- (3) モニターとして要綱第3に規定する職務を全く行っていないと認められる場合には、その月の謝礼金を支給しない。
- (4) モニターが研修会等に出席するための旅費は、北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第64号）第9条の規定に基づく行政職1級相当額を支給する。

#### 第8 研修会の開催

要綱第6に定める研修会は、総合振興局等が主催し、原則として4月上旬までに開催する。この場合、次の各号により実施する。

- (1) 研修期間は、1日とする。
- (2) 研修内容は、次のとおりとする。
  - ア モニター制度に関すること。
  - イ 道の消費生活行政に関すること。
  - ウ 物価に関すること。
  - エ 消費者保護に関すること。
- (3) その他、研修会開催に当たって必要な事項は、所管課と協議する。

#### 第9 その他

- 1 研修用テキストは、所管課が示す説明事項を基に、総合振興局等が作成する。
- 2 調査報告用封筒、調査報告用紙、価格調査のための手引、モニター連絡用通信紙及びアンケート調査票は、所管課が一括作成して総合振興局等に送付し、総合振興局等においてモニターに配付する。
- 3 モニターの指導は、原則として総合振興局等が行う。
- 4 この要領に定めるもののほか、モニターの設置運営について必要な事項は、所管課長が定める。

#### 第10 施行日

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年11月14日から施行する。